

みずほまち

農業委員会だより

*** 育てよう、農業後継者!!! ***

第 52 号
令和4年7月1日

〈編集・発行〉

瑞穂町農業委員会

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2335

☎ 042-557-7630 (直)



～表紙の紹介～

瑞穂町特産のお茶が5月に旬を迎え、綺麗な緑が広がりました！
掲載写真は西村園さんからご提供いただいたものです。

農地管理パトロールの実施について

農業委員会では、パトロールを年に2回(6月・8月)実施し、農地の適正管理をお願いしています。雑草等で適正管理ができていないと近隣の土地所有者の迷惑になるばかりか、不法投棄の原因にもなります。農地の適正管理の徹底をお願いします。

※様々な事情で耕作を続けることが難しく、今後の農地の利用についてお考えの方は農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

ストップ 遊休農地



納税猶予を受けている方へ

農地等の納税猶予制度は農業経営を継続するために受けられる特例制度です。

次の場合には納税猶予が打ち切られ、利子税とともに納付する可能性があります。

①農業経営を廃止したとき

②適用農地の売り渡し、貸し付け、譲渡や宅地等へ転用したとき

③耕作放棄地になっているとき

※例外もあります。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

捕獲機貸し出しています！

農業者の方に、ハクビシン・アライグマ等を捕獲する箱ワナの貸出しをしています。捕獲後の回収も行います。詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

(令和3年度の畑での捕獲実績は、計26頭でした。)

費用：無料

貸出期間：2週間



農地転用は許可・届出が必要です

農地を宅地等の農地以外に利用する場合は、許可申請・届出の一定の手続きが必要です。この農地の転用には、法律により規制があります。農地の種別によって手続きが異なりますので、一時的な場合も含め、事前にご相談ください。

手続きの内容	
市街化区域内	届出 →農業委員会HPに届出書式があります。
市街化区域外	許可申請 →立地基準と一般基準により転用の可否が判断されます。

市街化区域外の許可基準について

立地基準		一般基準
→営農条件及び周辺の市街化の状況から区分します。 →立地によって、可否の要件が異なります。		→どの立地であっても必要な要件です。
立地の種類	農用地区域内農地 甲種農地 第1種農地 第2種農地 第3種農地	・事業実施の確実性 ・被害防除 (一時転用の確実性)
詳細については農業委員会事務局まで		

JAの貸出農機具をご活用ください

JAにしたまでは、農業者の農業経営コスト低減や作業の省力化を目的に、貸出農機具事業を行っています。

ハンマーナイフ・モア、管理機、耕運機、マルチャー(平畝・平高)など全9種類、あわせて10台の貸出農機具を揃えています。

○貸出農機具事業の利用対象は、JAにしたまにご出資頂いている方に限ります。
○初めて利用する場合はJAが実施する作業講習の受講が必要です。

貸出農機具利用のご相談、お問い合わせは

JAにしたま営農経済部経済課 042-554-7362 まで
担当 小林、江田

JAにしたまから
お知らせ



ハンマーナイフ・モア

『令和3年度農業功労者表彰』『第41回農業後継者顕彰』 受賞者の紹介

東京都農業会議が主催する『令和3年度農業功労者表彰』及び『第41回農業後継者顕彰』を、瑞穂町の農業者の方が受賞されました。第63回東京都農業委員・農業者大会で表彰式が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため残念ながら中止となったため、瑞穂町農業委員会より表彰状の授与をさせていただきました。



〔農業功労者表彰〕 戸谷 典夫さん 経営部門 酪農

昭和42年に酪農業へ参画され、1年の実習の後、20代前半に先代から酪農経営を継承されました。継承後、東京都乳牛共進会名誉賞や生乳品質共振会総合優秀賞、多摩ブラックアンドホワイトショーのグランドチャンピオンを複数回受賞され、多摩地域の中でも優れた酪農家として瑞穂町の農業の発展にお力添え頂きました。また、西多摩農業協同組合や東京都酪農業協同組合での理事や、瑞穂町農業委員会委員も歴任される等、瑞穂町をはじめとした地域一帯の農業振興にご尽力されています。

〔農業後継者顕彰〕 桐原 伸彦さん 経営部門 野菜

2年間の農業研修の後、平成30年2月に新規就農者として瑞穂町で就農されました。農用地利用集積計画（農地の貸借）により営農面積を徐々に増やしており、今後は営農の効率化と収入の安定といった課題へ取り組んでいきたいとのことで、農業に対して意欲的な姿勢を見せていらっしゃいます。瑞穂町農畜産物直売所運営委員会の会長として直売所の運営に携わったほか、『東京みずほファーマーズわかば組』を通じて、町の農業振興に対しても貢献頂いています。

農地の貸借には農業委員会の許可が必要です

耕作目的で農地の権利（所有権・賃借権等）を取得または贈与する場合は、農業委員会の許可が必要です。なお、農地の賃貸借は、農地法第3条の許可のほか、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を行うこともできます。また、本誌4ページ目の農地中間管理事業もご検討ください。

農業委員会の許可を得ずに貸借を行うと・・・

貸している人	借りている人
・農地を返してもらう際に、離作料等を請求される場合がある。 ・20年以上に渡って貸借していた場合、民法第163条により、借り手に農地を取られてしまう場合がある。 ・相続が発生した際に、契約が無効になってしまう場合がある。 ・相続が発生した際に、誰に貸しているのかわからなくなってしまう場合がある。	・突然地主に農地を返してくれと言われ、育てている農作物も守られない場合がある。 ・相続が発生した際に、契約が無効になってしまう場合がある。 ・相続が発生した際、誰から借りているのかわからなくなる場合がある。

農業委員会HP

瑞穂町の農業委員会の
総会議事録など、活動
を紹介しています！

<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/019/001/index.html>



全国農業新聞の購読について

週刊 / 毎週金曜日発行 購読料：月700円
発行元：全国農業会議所

ご希望の方は農業委員会事務局まで！

都市農業経営力強化事業の事例紹介



令和3年度の都市農業経営力強化事業を活用し、認定農業者の清水牧場さん(長岡地区)が新型のミルキングロボットを導入しました！事業活用の経緯などをインタビューしていきます！

Q: 現在の営農状況は？

A: 酪農牧場と、牧場の牛乳を使用したジェラートショップを営んでいます。牛の頭数は現在110頭で、従事者は家族4人と従業員1人、時期によって研修生の受け入れもしています。

Q: 都市農業経営力強化事業を知ったきっかけは？

A: 昔導入したミルキングロボットが現況に合わなくなっており、最新の物にする必要がある中、町や東京都の普及センターから補助事業の案内があったことがきっかけです。

Q: 今回導入したロボットは以前と比べてどんな違いがありますか。

A: 昔と比べて体を大きく品種改良された牛に対応できるようになりました。また、牛ごとの乳量や体重を毎日追えるため体調管理をしやすくなる等のメリットがあります。

Q: 家族経営協定を締結して5年が経過しましたが、以前と変化はありましたか？

A: 家族での話し合いが月に一度くらい設けられ、販路やイベント等の検討が進みました。また、認定農業者となることで受けられる補助の幅が広がり、色々な人とも関わりが増えました。

Q: 将来の夢または計画は？

A: まずはお店でのジェラートの販売量を増やしたいです。今後イベントができるようになれば、搾乳体験のイベントやキッチンカーも出して、色々な人に来てもらいたいな、と思っています。



↑導入されたミルキングロボット

取材・記事: 長谷部 冬樹

☆認定農業者とは: 経営の改善を進めようとする5か年計画を市町村や都道府県等に提出し(所有農地によって提出場所が異なります)、認定を受けた方です。

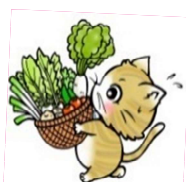
☆都市農業経営力強化事業とは: 高い営農意欲を持つ認定農業者を対象として、農業施設等の整備を支援する事業です。補助対象は200万円以上の計画に限られます。

→詳しくは瑞穂町役場産業経済課農政係まで

042-557-7630

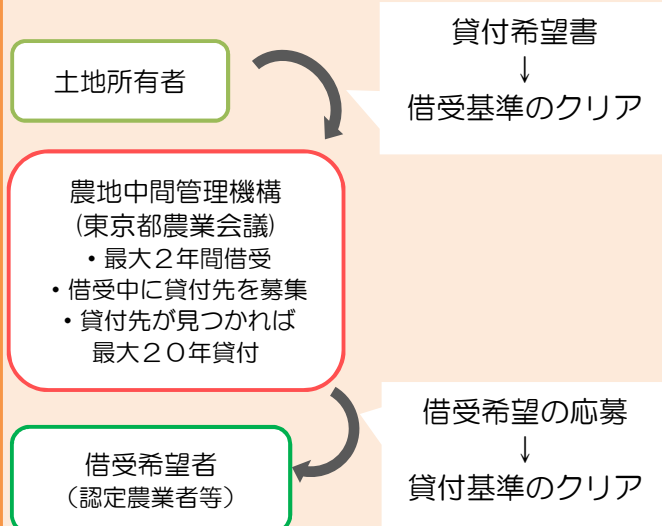
農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための公的年金で、自分の納めた保険料とその運用益を原資として将来支給される「確定拠出型年金」です。老後の生活に備え、農業者年金への加入についてご家族で話し合ってみませんか。ご相談は農業委員会事務局までご連絡ください。



農地中間管理事業

農地の貸し借りは、農地法第3条許可の他、市街化区域以外については農地中間管理事業の利用や農業経営基盤強化促進法による利用権の設定もあります。農地中間管理事業は(一社)東京都農業会議が農地所有者の方から農地を借受け、その農地を規模拡大を目指す認定農業者・新規就農者の方に貸し出す事業です。



期限が来れば返還

貸し付けた農地の貸借権は貸付期限終了後消滅します。

※利用権の再設定も可能です。

編集後記

コロナ渦もまだ収束が見えない状況で、早く日常の暮らしが取り戻せればと願うばかりです。

さて、高齢化や後継者不足等農業環境が厳しい中、米国、カナダの不作やウクライナ情勢の影響で食糧価格の上昇が予想されます。そのうえで、今後ますます日本の食糧需給率の向上が必要になると憂慮しているところです。

私たちができることとしては、瑞穂町の地域農業の維持、活性化を目指して活動することかと考えておりますので、地域から頼られる農業委員会を目指し日々の活動を続けていく所存でございます。

編集委員長 村山 正信

編集委員 榎本 雄一 長谷部 冬樹
臼井 順央 栗原 始